

あっ 赤い羽根

10月1日から
赤い羽根共同募金運動と
歳末たすけあい募金運動がはじまります。

赤い羽根共同募金は、
市民の思いやり運動として始まった募金
運動です。

はじめは、福祉施設への支援が主な目
標でしたが、現在は、地域福祉の支援の
ために利用されています。

あなたが募金した金額の81%が

「地域福祉」
||
「かすみがうら市の福祉活動」
のために活用されます。



だから「じぶんの町を良くするしくみ」というわけなんです。

赤い羽根共同募金運動は、令和6年10月1日から令和7年3月31日まで、全国一斉に展開されます。

じぶんの町を良くするしくみ

歳末たすけあい募金は、
共同募金運動の一環として行われる募金
運動です。

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方たちへの援護金の配分や、年末に行われる地域福祉活動の充実、福祉のまちづくりの推進に活用されます。

お願い

ご寄付をいただける場合は、おおむね

赤い羽根共同募金 500円
歳末たすけあい募金 500円

を目安にお願いできれば幸いです。

なお、この額は「どれだけ協力をしてほしいですか」と聞かれた場合に分かりやすく示すためのもので、あくまで目安ですので、強制的なものではありません。

それぞれの募金の昨年度の使い道を裏面にのせていますので、ご覧ください。



かすみがうら市共同募金委員会 (かすみがうら市社会福祉協議会内)

〒300-0121 かすみがうら市宍倉5462(かすみがうらウエルネスプラザ2F) 電話 029-898-2527 FAX 029-898-3523

!! 注意 !! かすみがうら市共同募金委員会が行う戸別の募金協力のお願いは、お住まいの地区の区長・常会長・班長を通して行っております。不審な来訪者・募金詐欺にご注意ください。



このチラシは、赤い羽根共同募金の配分を受け、発行しています。

赤い羽根共同募金 令和5年度の道

皆さまにご協力いただいた赤い羽根共同募金は、次のように活用しました。

※令和4年度にご協力いただいた赤い羽根共同募金が、令和5年度に配分・活用されました。



 県内施設や災害支援積立金に 848,000 円 (災害時国内の被災地の避難所や災害ボランティアセンター運営に使われています。)	
 かすみがうら市内の地域福祉事業に 4,522,438 円 【内訳】	
◆ ボランティア育成・活動促進に (養成講座実施、市内小・中・義務教育学校、団体の活動助成)	1,495,507 円
◆ 心配ごと相談に (身近な相談ごとに対応しています)	126,996 円
◆ 高齢者福祉活動に (老人クラブ芸能発表会助成)	227,432 円
◆ 障がい児・者福祉活動に (おもちゃ図書館のおもちゃ補充、福祉車輛の整備、障がい者団体の活動助成)	240,592 円
◆ 母子父子家庭への小学入学お祝い品の配付、母子寡婦福祉団体に	88,665 円
◆ 児童青少年福祉活動に (日帰り福祉体験、高齢者疑似体験セット拡充)	350,301 円
◆ 準要保護世帯への中学卒業支度金の配付に	543,076 円
◆ 広報紙発行に	909,935 円
◆ 次年度繰越金	539,934 円

※事業変更などにより余剰が出た事業分を繰り越しています。

歳末たすけあい募金 令和5年度の道

令和5年度かすみがうら市の皆さまにご協力いただいた歳末たすけあい募金は次のように活用しました。

かすみがうら市内の歳末たすけあい事業に 3,623,489 円 【内訳】	
♡ 市内の要援護者への歳末見舞金の配付等に	1,746,870 円
♡ 地域福祉の推進に	1,295,420 円
♡ 啓発運動に	115,533 円
♡ 生活困窮世帯への緊急支援金の配付に	190,000 円
♡ 要援護者の見守り活動に	275,666 円



歳末たすけあい募金は、集めた年のうちに活用されます。

残りの募金は茨城県共同募金会に送金され、翌年歳末たすけあい事業費として市町村社協へ配分されます。